

平成27年2月27日

## 福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の更新

福岡県太宰府市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

## 1. 歴史と文化の環境税の更新の理由

太宰府市においては、平成15年に法定外普通税として「歴史と文化の環境税」を創設し、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図ってきたところである。

今回、平成27年5月22日をもって課税期間が満了するが、今後も史跡地の維持管理や観光客に対する様々な事業には一定の財源が必要であるため、課税期間を3年間延長するものである。

## 2. 歴史と文化の環境税の概要

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	*有料駐車場に駐車する行為
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50円 乗車定員10人以下の自動車 100円 乗車定員10人超29人以下の自動車 300円 乗車定員29人超の自動車 500円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（初年度）24百万円（平年度）62百万円
課税免除等	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	年間 2,449千円
課税を行う期間	3年間（平成27年5月23日～平成30年5月22日）

\*有料駐車場

…市内に存する有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの。

担当：自治税務局企画課  
今道係長（23514） 高橋（23516）  
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659